

## 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点

平成21年1月28日

文部科学大臣が第1期中期目標期間終了時に行う組織・業務全般の見直しに盛り込むことが必要と考えられる内容のうち、主として現在大学共同利用機関法人が行っている第2期中期目標・中期計画の素案の検討に資するものとしては、以下の視点を挙げることができるのではないか。

### 1. 見直しの基本的な方向性

- 大学共同利用機関法人は、平成16年度に16の大学共同利用機関が再編され、現在の4機構として発足して以降、各機関が当該分野における全大学の共同利用機関として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が機構を構成したメリットを活かし、従来の学問分野を越えた取組を進め、一定の成果を上げてきた。一方で、機構としての一体的な運営を一層推進することが今後の課題である。
- このため、機構創設の趣旨を踏まえ、新たな学問領域の創成や機構の存在意義である共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、第2期中期目標期間を迎えるこの機会に、各機関間の連携を取りながら、機構としての一体的な運営を行う体制を強化することが必要である。また、各機構においてしっかりと今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことが必要である。
- 各機構においては、内外の学問動向を踏まえ、当該学問分野の総合的な発展をリードするとともに、新たな学問領域の創成に資する観点から、機構運営に関する機構長のビジョンを明確にすることが必要である。また、大学や大学共同利用機関を取り巻く状況の変化や課題にも留意して、中期目標・中期計画を策定することが必要である。

### 2. 組織の見直しに関する視点

- 各機構においては、新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、機構化のメリットを活かして、機構長のリーダーシップの下で、今後の機構の組織等の在り方を検討することが必要ではないか。その際、各機関につい

ては、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえ、共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、検討を行うことが必要ではないか。

### 3. 業務全般の見直しに関する視点

#### (1) 教育研究等の質の向上

- 共同利用・共同研究機能を一層高める観点から、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果や、国公私立大学や研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実を図ることが必要ではないか。
- 多様な分野の研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めることが必要ではないか。また、これまで以上に活力のある創造的な研究環境を整備する観点から、各機構の実情を踏まえ、研究者の年齢構成や他機関での経験を考慮した採用、女性や外国人研究者等の比率を考慮した採用、若手研究者の自立的研究環境の整備等を一層推進することが必要ではないか。
- 新たな学問領域の創成に資するとともに、共同利用・共同研究を一層充実させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を拡大することが必要ではないか。
- 各機構が、我が国全体の共同利用・共同研究をリードし、新たな学問領域の創成に資する観点から、共同利用・共同研究拠点を含め、国公私立大学や機構内外の研究機関との連携を一層推進することが必要ではないか。
- 各機構が、研究者コミュニティの中核としての役割を果たし、新たな学問領域の創成に資する観点から、教育研究評議会をより幅広い関係者から構成するなど、運営体制の改善を図ることが必要ではないか。
- 大学における独創的・先端的研究を支援する観点から、異分野の研究者による研究交流の場の提供や、サバティカル制度等の活用により大学の研究者の共同利用・共同研究への参画を促進するような仕組等を検討することが必要ではないか。
- 優れた研究環境を有効に活用して人材育成を進める観点から、大学との連携による教育活動を一層充実することが必要ではないか。

## (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

- 機構としての一体的な運営を推進する観点から、人事面も含め、機構本部の事務局機能の抜本的強化を図ることが必要ではないか。
- 法人の運営改善に資するよう、経営協議会の運用の工夫改善等により、学外者の意見の一層の活用を図ることが必要ではないか。
- 監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図ることが必要ではないか。
- 外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等、財務に関し各法人のさらなる努力が必要ではないか。
- 効率的な機構運営を行うため、アウトソーシングの推進を図ることが必要ではないか。
- 既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等の施設マネジメントの一層の推進を図ることが必要ではないか。
- 大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていることを十分認識し、研究の成果及び社会や大学への貢献の状況等について、国民に分かりやすい形で示すことが必要ではないか。
- 経営協議会は審議すべき事項が法定されていることから、報告事項として扱うことのないようにする等、法令遵守（コンプライアンス）体制を確保する観点が必要ではないか。
- 業務の一層の効率化を図る観点から、他の国立大学法人・大学共同利用機関法人における取組事例も参考にしつつ業務見直しを進めることが必要ではないか。